三　設立年月日
四　法人の設立について許可を受けている場合には、その年月日及び主務官庁の名称
五　事務所の所在地
六　役員又は代表者若しくは管理人の氏名及び住所
七　社団である場合には、構成員の氏名（構成員が社団又は財団である場合には、その名称及び役員又は代表者若しくは管理人の氏名）
八　当該認定地方公共団体の長の許可に係る法人以外の社団又は財団にあっては、定款若しくは寄附行為又は規約

2　前項の規定により届出をした団体は、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、二週間以内に、その旨を書面で認定地方公共団体の長に届け出なければならない。

3　第一項の規定により届出をした団体が解散したときは、解散のときの役員又は代表者若しくは管理人は、二週間以内に、その解散事由を認定地方公共団体の長に届け出なければならない。

第十五条　前条までの規定は、法第四十三条第八項、第九項及び第十項において準用する通訳案内士法第三章、第四章及び第三十五条の規定による地域活性化総合特別区域通訳案内士の登録、業務及び団体について準用する。この場合において、第二条、第三条、第四条第一項及び第三項、第五条（見出しを含む。）、第六条、第八条第一項、第九条第一項及び第二項、第十条並びに第十一条において「第二十条第八項」とあるのは「第四十三条第八項」と、第三条（見出しを含む。）中「国際戦略総合特別区域通訳案内士登録簿」とあるのは「地域活性化総合特別区域通訳案内士登録簿」と、第四条第一項中「国際戦略総合特別区域通訳案内士登録申請書」とあるのは「地域活性化総合特別区域通訳案内士登録申請書」と、「第二十条第一項」とあるのは「第四十三条第一項」と、「第八条第九項」とあるのは「第三十一条第九項」と、同条第二項第二号中「第二十条第四項」とあるのは「第四十三条第四項」と、第六条（見出しを含む。）中「国際戦略総合特別区域通訳案内士登録証」とあるのは「地域活性化総合特別区域通訳案内士登録証」と、第九条第二項中「第二十条第五項第一号」とあるのは「第四十三条第五項第一号」と、第十二条及び第十三条中「第二十条第九項」とあるのは「第四十三条第九項」と、第十四条第一項中「第二十条第十項」とあるのは「第四十三条第十項」と、別記第一号様式中「国際戦略総合特別区域通訳案内士登録簿」とあるのは「地域活性化総合特別区域通訳案内士登録簿」と、別記第二号様式中「国際戦略総合特別区域通訳案内士登録申請書」とあるのは「地域活性化総合特別区域通訳案内士登録申請書」と、同様式、別記第四号様式及び別記第五号様式中「第20条第８項」とあるのは「第43条第８項」と、別記第三号様式表面中「国際戦略総合特別区域通訳案内士登録証」とあるのは「地域活性化総合特別区域通訳案内士登録証」と、別記第六号様式表面中「第二十条第九項」とあるのは「第四十三条第九項」と、同様式裏面中「第二十条」とあるのは「第四十三条」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。

（地方運輸局組織規則の一部改正）

第二条　地方運輸局規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号、第二十三条第二号の二、第八十五条第六号の二、第八十七条第二十一号の二、第九十九条第十号の二、第百二十二条第十号の二及び第百二十五条第二項第十八号中「及び地域限定通訳案内士」を「、地域限定通訳案内士、国際戦略総合特別区域通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士」に改める。

別記

第一号様式（第三条関係）

国際戦略総合特別区域通訳案内士登録簿

登録番号	登録年月日	氏名	生年月日	住所	資格を取得した外国語の種類	代理人（非居住者に限る。）	備考

（日本工業規格　A列４番）